

松江市人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市人材確保支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に本社を有するもの
 - イ 市内に製造拠点を有するもの
 - ウ 市内に開発拠点を有するもの
- (2) 製造業 日本産業標準分類(令和5年総務省告示第256号)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 情報通信業 日本産業標準分類に定める大分類に掲げる産業のうち、情報通信業に属するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市人材確保支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者の慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業又は情報通信業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和8年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の概要補足資料
- (2) 見積書及びその明細の写し
- (3) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助事業の実施が確認できる資料
- (3) 補助対象経費に係る請求明細が分かるもの
- (4) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (5) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
人材紹介経費	有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者、外国人技能実習監理団体等 が提供する人材紹介サービスの利用に関する経費
委託費	副業もしくは兼業人材へ依頼する業務の対価として支払う経費（島根県 プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して紹介を受けた人材に限 る。）
広報費	人材募集を目的とした動画製作費及びパンフレット又はチラシ等の印 刷費、人材募集広告費（当該年度内掲載分に限る。）、HP 開設費（改修費 を除く。）
労務環境整備費	従業員の働きやすさ向上を目的とした就業規則の作成又は改定におい て新たに発生する専門家等へ支払う経費
負担金	人材募集を目的とした企業説明会への出展に係るブース費（ただし、松 江市、出雲市、安来市、米子市、又は境港市で開催されるものに限る。）
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

備考 補助金の交付決定前に、企業説明会への出展に係るブース費用を支払った場合において、前払いをすることがやむを得ないと市長が認める場合に限り、当該前払いした経費を補助対象経費として計上することができる。